

# 下水道使用料を値上げ改定します

下水道は、市民の皆さんが衛生で快適な生活を営むための施設です。また災害時などは真っ先に復旧が望まれる重要なライフラインの一つですが、施設の維持整備に多額の費用が必要なことから、使用者から適正な使用料を徴収し、事業の運営や施設の更新を行わなければなりません。

しかし、人口減少下で処理区域内の人口密度が減少し、使用料収入が減ってしまうことが喫緊の課題となっており、4月からひと月の料金を726円値上げ改定(20立方メートル使用の場合)することとなりました。本号では、令和6年4月の使用料改定内容について詳しくお知らせします。

▶問い合わせ先=下水道事業所(☎内線201)



将来にわたり安定的な汚水処理を行うため、先送りは難しい状況です。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

区分	改定の内容(税込み)
基本料金(月額)	1,540円 → 2,156円
従量料金	11立方メートルをこえる場合、1立方メートルあたり11円の引き上げ

※汚水の排出量が20立方メートルの場合、月額3,476円(改定前2,750円)となり、726円の値上げになっています。改定後は、県内他自治体と同程度の水準となります。

## 01 大船渡市の下水道使用料の現状

本市では、下水道の供用が開始されてからの約30年間、消費税率の引き上げに伴うものを除き、これまで1度も下水道使用料の改定を行っておらず、下のグラフのとおり、現在県内他市と比較しても低い水準にあります。

## 02 大船渡市の下水道事業の経営状況

下水道の管理運営費は使用者負担が原則ですが、本市では、下水道使用料が低い水準にあることなどが課題となっており、適正な額を徴収できていません。

このため、一般会計(市税などを主な収入源として、福祉や教育など市の基本的な行政サービスを行う予算)からの繰入金で補っているのが現状ですが、令和4年度は、適正な基準を大きく超える約6億8000万円の繰り入れを行いました。

## 03 改定内容

一般会計に大きく依存する現在の経営状況を改善する必要があることから、下水道事業運営審議会において、今後の健全な経営のあり方などを約2年間にわたり審議しました。

その結果、市内の76%を占める、汚水の排出量が20立方メートル未満の世帯の負担が大きくなるような使用料の改定としました。

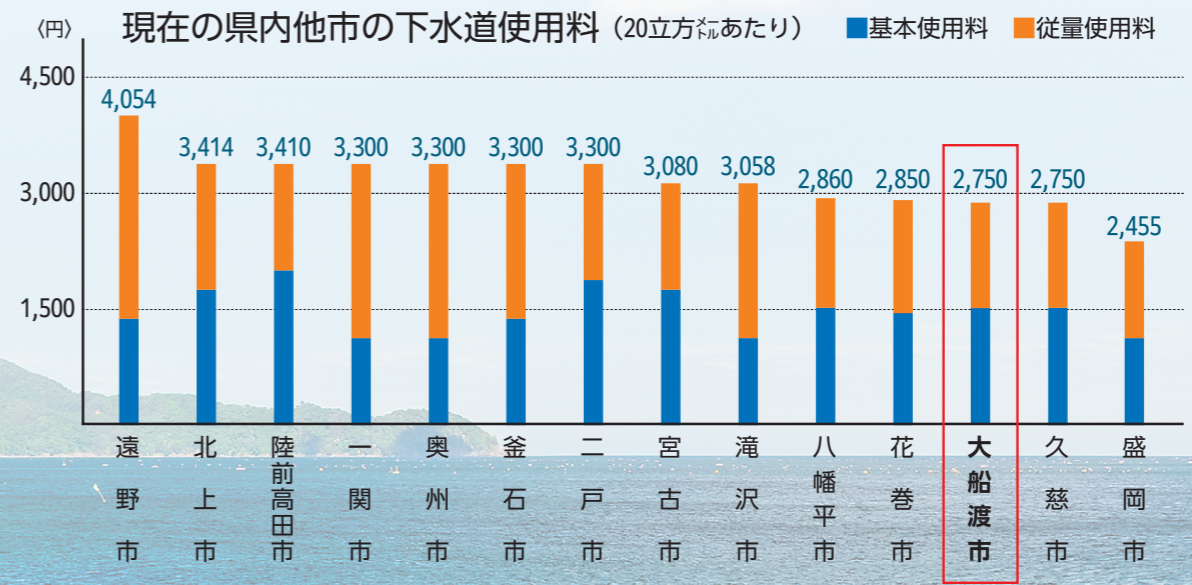
■一般会計からの繰り入れが多額だと、下水道を利用していない人に不公平が生じます

一般会計は、市民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な事業に必要な経費です。その財源には市税も多く充てられています。

このため、一般会計から下水道事業に多額の繰り入れを行うことは、下水道を利用できる市民とそうでない市民との間に不公平が生じることになることから、一般会計からの繰り入れを極力抑える必要があります。

## ■今後10年間の使用料について

令和14年度までの10年間で適正な使用料水準に近づけるため、下水道事業の経営状況を検証しながら使用料を引き上げますが、段階的に引き上げることと、使用者の負担を軽減することとをしております。



## 令和4年度決算収支

▶支出  
委託料、人件費など…11億8,286万円

▶収入  
下水道使用料、他会計補助金など…11億900万円

令和4年度は、一般会計から多額の繰り入れを行ったものの、下水道使用料が低い水準であることなどが原因で7,386万円の赤字となりました。なお、欠損金(累積赤字)は、7億3,449万円となっています。